

電気通信大学宇宙・電磁環境研究センター長選考規程

平成22年10月19日

(趣旨)

第1条 この規程は、電気通信大学 宇宙・電磁環境研究センター規程(以下「センター規程」という。)第4条第4項の規定に基づき、電気通信大学 宇宙・電磁環境研究センター長(以下「センター長」という。)の選考について定めるものとする。

(選考方法)

第2条 センター長は、電気通信大学 宇宙・電磁環境研究センター長選考委員会(以下「選考委員会」という。)の議を経て、学長が選考する。

(選考委員会)

第3条 選考委員会は、次の各号に掲げる者をもって組織する。

- (1) センター規程第3条に定める者で、かつ常勤の教授3人以下
 - (2) 前号の人数を超えない範囲で、学術院長の推薦に基づき学長が指名する本学専任の教授
- 2 センター長は、前項の委員となることができない。
- 3 選考委員会に委員長を置き、委員の互選により選任する。

(選出)

第4条 選考委員会は、次の各号に掲げる場合に、センター長候補者を選出しなければならない。

- (1) センター長の任期が満了するとき。
- (2) センター長の辞任が認められたとき。
- (3) センター長が欠員になったとき。

(センター長の意見陳述)

第5条 センター長は、委員長の要請に応じて委員会に出席し、意見を述べることができる。

(雑則)

第6条 この規程に定めるもののほか、センター長の選考に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成22年10月19日から施行する。